

第三〇〇〇三七七四号

# 認定証

横浜市中区長者町二丁目五番一八号

株式会社アクセルオン

警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも  
該当せず警備業の要件を備えて  
いることを認定する。

有効期間

令和四年九月二四日から  
令和九年九月二三日まで

神奈川県公安委員会

